

許 可 条 件

- 1 一般廃棄物の収集、運搬及び処分は衛生的に行わなければならない。
- 2 許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき手続きをしなければならない。
- 3 許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の規定に従って適正に清掃業務を行わなければならない。
- 4 許可を受けた者は、廃棄物の収集・運搬若しくは処分に関し、前月の実績を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。
- 5 市の必要に応じ清掃業務の報告・資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
- 6 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 7 許可証を亡失し、又は毀損したときは市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 8 許可を受けた業者は、常時許可証又はその写しを具備していなければならない。
- 9 廃棄物の処理・処分に関しては、再生利用を行うことによりその減量に努めること。